

協定金の支払に係る評価方法及び KPI の説明

1 KPI 項目の設定

KPI 評価は①令和 8 年 3 月 31 日時点、②令和 9 年 3 月 31 日時点、③令和 9 年 12 月 31 日時点で実施する。KPI 項目は下表のとおり。

<表>KPI 項目

【令和 7 年度】

項番	分類	項目	KPI
1	指定	成長加速プログラムの制度設計	1 式
2	指定	多様な支援者と巻き込み	3 者以上
3	指定	多様な支援者と協働した支援メニューの企画	1 式以上
4	指定	採択スタートアップ募集・選定	1 式
5	提案	独自の提案について記載	

【令和 8 年度】

項番	分類	項目	KPI
1	指定	オーダーメイド型伴走支援計画の策定	最大 10 社
2	指定	資金サポートの進捗管理	最大 10 社
3	指定	オーダーメイド型伴走支援の実施	最大 10 社
4	指定	多様な支援者と協働した支援の実施	1 式以上
5	提案	独自の提案について記載	

【令和 9 年度】

項番	分類	項目	KPI
1	指定	資金サポートの進捗管理	最大 10 社
2	指定	オーダーメイド型伴走支援の実施	最大 10 社
3	指定	多様な支援者と協働した支援の実施	1 式以上
4	指定	成長加速プログラムの効果検証	1 回
5	提案	独自の提案について記載	

【設定にあたっての留意事項】

①項目の分類及び KPI 設定の考え方

指定項目：都において指定する KPI 項目

提案項目：本事業の効果を高める取組として独自に提案する項目を、各年度 1 項目以上設定すること。なお、提案項目の KPI 連動額は、各年度の KPI 連動額の 40%以内とすること

②KPI 連動額について

KPI 連動額の設定に当たっては、上限額の配分は下表のとおりとする。

支援社数に応じ上限額が異なることに留意すること。

＜表＞支援社数に応じた協定金額（KPI 評価額と成果評価額）の上限額

（単位：万円）

支援社数	協定期間 上限額	KPI 連動額			成果 評価
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	
10	18,000	3,000	8,000	3,500	3,500
9	17,400	3,000	7,600	3,300	3,500
8	16,800	3,000	7,200	3,100	3,500
7	16,200	3,000	6,800	2,900	3,500
6	15,600	3,000	6,400	2,700	3,500
5	15,000	3,000	6,000	2,500	3,500
4	13,000	3,000	5,200	2,300	2,500
3	11,000	3,000	4,000	2,000	2,000

③採択スタートアップ数について

成長加速プログラムの第 1 期採択スタートアップは最大 10 社までとしているが、真に支援すべきスタートアップを選定するため、社数が変動することが想定される。そこで、KPI 設定シートについて、応募時には社数を 10 社想定で作成し、採択社数確定後速やかに確定した社数をもとに再設定することとする。

2 協定金の支払

（1）協定金の額の決定について

① KPI 評価額

都は、支援社数確定後の KPI の達成状況から算出される KPI 連動額により定量的評価を行い、支払う協定金の額を決定する。KPI の数値目標を満たさない場合は、KPI 連動額に達成率を乗じた金額を支払う。ただし、KPI の数値目標が 100%を超えた場合であっても、各項目の KPI 連動額を超える金額は支払わない。

② 成果評価額

事業全体を通して得られた成果について、外部専門家を交えて下表の7段階で評価し、成果評価額を決定する。

＜表＞成果評価と成果評価額

(単位：万円)

評価	目安	支援社数 5社以上	支援社数 4社	支援社数 3社
S	卓抜した成果水準	3,500	2,500	2,000
A	優秀な成果水準	3,200	2,300	1,800
B	良好な成果水準	2,800	2,000	1,600
C	標準的に期待される成果水準	2,500	1,800	1,400
D	標準的に期待される水準にやや不足する部分があるが一定の事業成果を得ることができた水準	1,500	1,000	800
E	標準的に期待される水準に不足する部分があり事業成果として期待されるもの半分以下の水準	500	300	200
F	成果として著しく不良	0	0	0

成果評価に当たっては、以下のような成果評価根拠事実を総合的に勘案して、定性評価を行うものとする。評価基準の詳細は別に定める。

- ・本事業及び成長加速プログラムの理念・目的に照らし真に支援すべきスタートアップが採択され支援がなされたか
- ・支援期間中に採択スタートアップの事業成長に係る成果を挙げられたか、また、その成果への寄与度
- ・採択スタートアップの海外展開を支援し、成果へ結びついたか
- ・本事業の経済的な効果について検証され、定量的に示されており評価できる効果となっているか
- ・成長加速プログラム後の第2段階の支援（計画中）につながるような成長を遂げたスタートアップがいたか

(2) 協定金の算定について

協定金額については、令和7年度、令和8年度についてはKPI評価額（KPI連動額×KPI達成割合の値）を、令和9年度についてはKPI評価額と成果評価額を合計し支払う。各項目の達成割合が100%を超えた場合でも、各項目のKPI連動額を超える金額は支払わない。